

令和4年度税制改正について

—税制改正大綱等における金融庁関係の主要項目—

令和3年12月
金融庁



1. 投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進

◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望]

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

【大綱の概要】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

← 現在、損益通算が認められている範囲

◆ NISA口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用〔金融庁〕

【現状及び問題点】

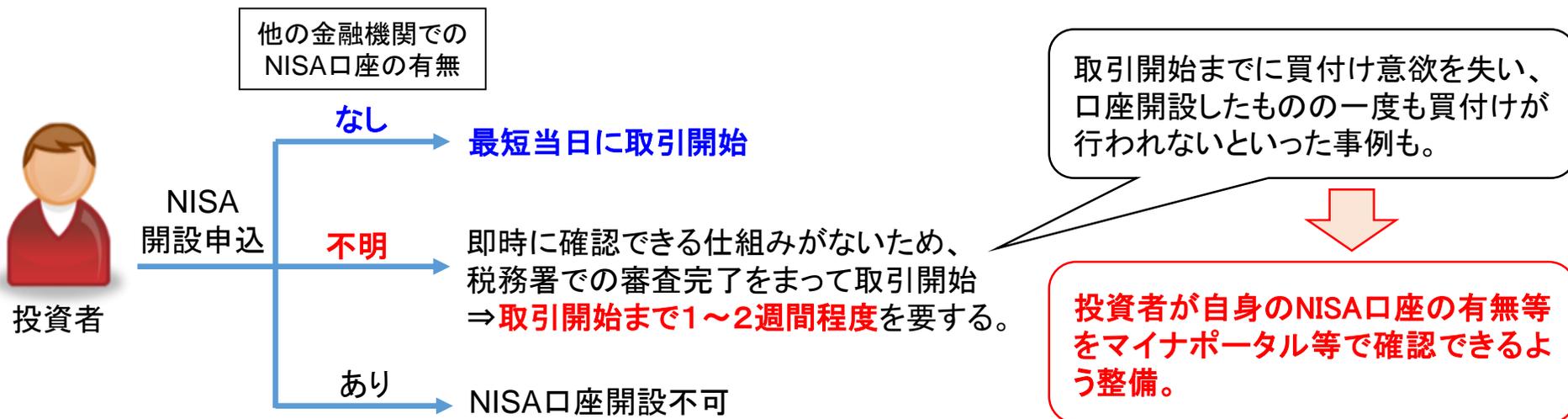
- NISA口座については、2019年以降、開設申込みから取引開始までの期間が短縮され、最短当日に取引を行うことが可能となっている。
- 一方で、開設申込者が他の金融機関でNISA口座を開設しているか不明と申し出た場合には、金融機関においてNISA口座の有無を即時に確認できる仕組みがないため、税務署での審査完了（1～2週間程度）を待って取引開始とするといった運用が行われているところ。

※ NISA口座は、一人一口座とされている。このため、事後的に重複口座であることが判明した場合、当該口座で購入済みの商品については、当初からなかったものとして、遡及して課税されることとなる。

【大綱の概要】

投資者がそのNISA口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするための対応を運用上行う。

【NISA口座開設申込のフロー】



◆ 信託における特定口座利用の明確化(認知症等における投資者保護)

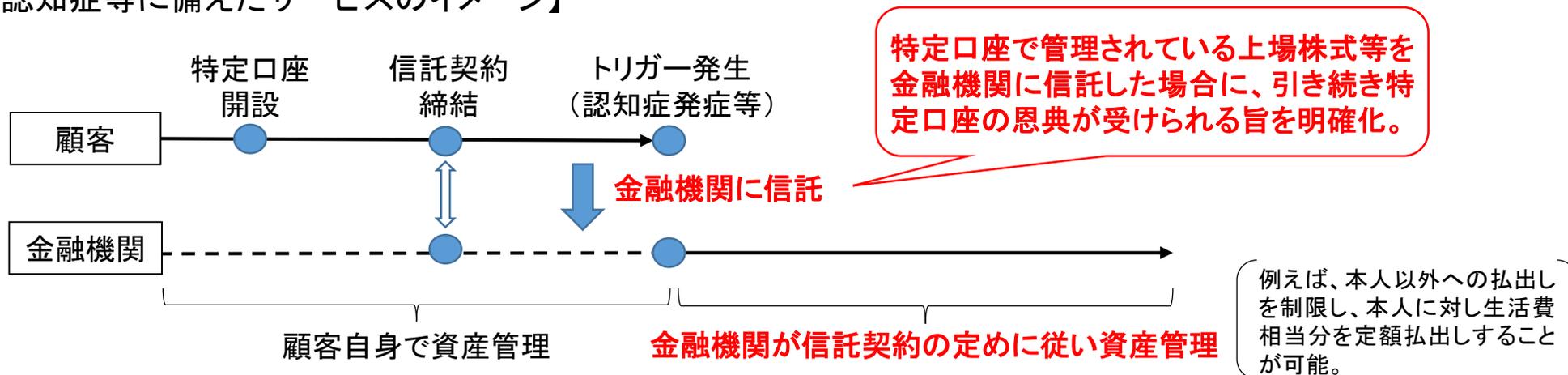
【現状及び問題点】

- 高齢化が進む中、認知判断能力や身体機能の低下時における資産形成・管理については、健常時から備えておくことの重要性が高まっている。
- このため、認知症等の発症に備え、事前に特定口座を開設するとともに、金融機関と信託契約を締結することで、顧客の資産管理を行うサービスが検討されているところ。
- しかしながら、特定口座で管理されている上場株式等を金融機関に信託した場合に、引き続き特定口座の恩典を受けられるのか、税法上、必ずしも明らかではないため、当該サービスの提供に至っていない現状。
※ 特定口座においては、金融機関が取得価額の管理や売却損益の計算、納税手続を行うため、顧客自身による確定申告が不要。

【国税庁への照会等により明確化】

特定口座で管理されている上場株式等を金融機関に信託した場合に、税法上、引き続き特定口座の恩典(確定申告が不要となること等)を受けられる旨を、国税庁への照会及びその回答により明確化する。

【認知症等に備えたサービスのイメージ】



◆ 税務手続の更なるデジタル化の推進〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○ 令和3(2021)年度税制改正では、e-Taxを通じた税務手続の対象範囲が拡大され、税務手続のデジタル化が進められているところ。

※令和3年度税制改正では、障害者マル優や財形、クロスボーダー取引等に係る顧客と金融機関間の手続が電子化された。

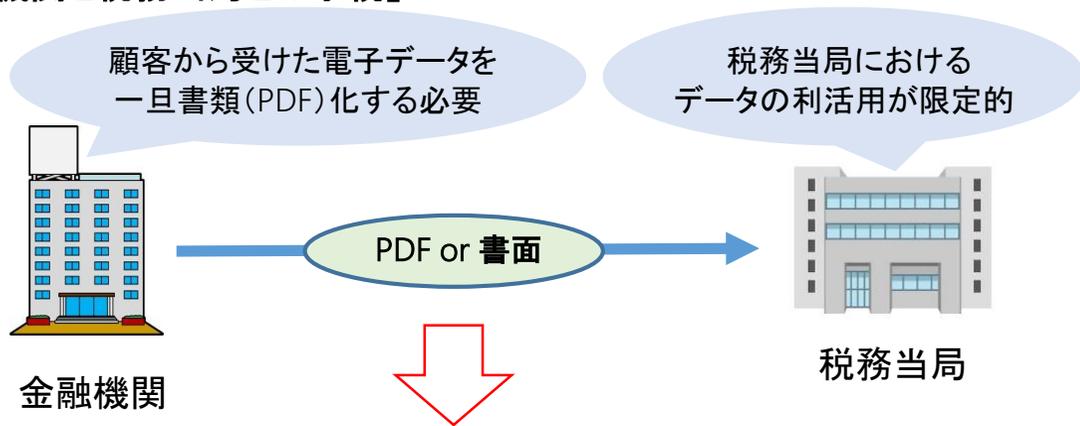
○ 一方、金融機関と税務当局との手続については、未だPDF形式又は書面にとどまっているため、税務当局におけるデータの利活用が限定的であるほか、金融機関においても顧客から受けた電子データを一旦書類(PDF)化する作業が必要となるなど、デジタル化による効率化に課題が残っている状況。

【大綱の概要】

電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により(金融機関等が)税務署長等に対して提出する一定の書類※のファイル形式を、XML形式又はCSV形式とする。

(注)上記の改正は、令和6(2024)年1月1日以後に提出する書類について適用する。

【金融機関と税務当局との手続】



税務当局において即時に利活用可能なデータフォーマットによる送信が可能に。

※デジタル化の対象書類

(特別)非課税貯蓄申告書
(特別)非課税貯蓄限度額変更申告書
(特別)非課税貯蓄に関する異動申告書
金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書
(特別)非課税貯蓄廃止申告書
(特別)非課税貯蓄みなし廃止通知書
(特別)非課税貯蓄者死亡通知書
金融機関等の営業所等の届出書
金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書
公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書

2. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応

◆ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けにおける消費貸借契約に係る印紙税の非課税措置の延長

[財務省等(公的金融機関等)][金融庁主担、厚生労働省・農林水産省が共同要望(民間金融機関)]

【現状及び問題点】

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**2022年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税**としている。

※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する必要がある。

【大綱の概要】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

【印紙税の非課税制度の概要】

【特別貸付制度】
通常より有利な条件を設定
(貸出金利・据置期間等)

公的金融機関等
民間金融機関

特別貸付け

影響を受けた事業者

特別貸付けに際して作成する
契約書の印紙税を非課税

2022年3月31日まで

2023年3月31日
まで延長

3. 保険

◆ 生命保険料控除制度の拡充 [金融庁]

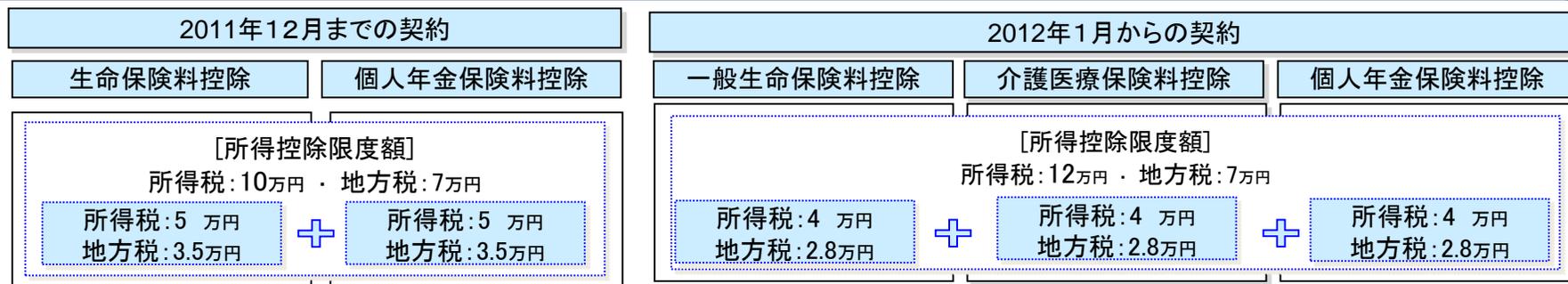
【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能。個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

【大綱の概要】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2(2020)年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

現
行
制
度



要
望
す
る
制
度



◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長〔金融庁〕

【現状及び問題点】

○ 損害保険会社の異常危険準備金については、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払が近年増大していることから、大幅な取崩しを余儀なくされ、その残高が低水準となっているところ。このため、巨大自然災害に対する保険金の支払に耐えうる、十分な残高の確保・維持を図る措置が必要不可欠。

【大綱の概要】

○ 保険会社等の異常危険準備金制度について、次の見直しを行う。

① 保険の種類について、火災保険等を次の保険の区分とする。

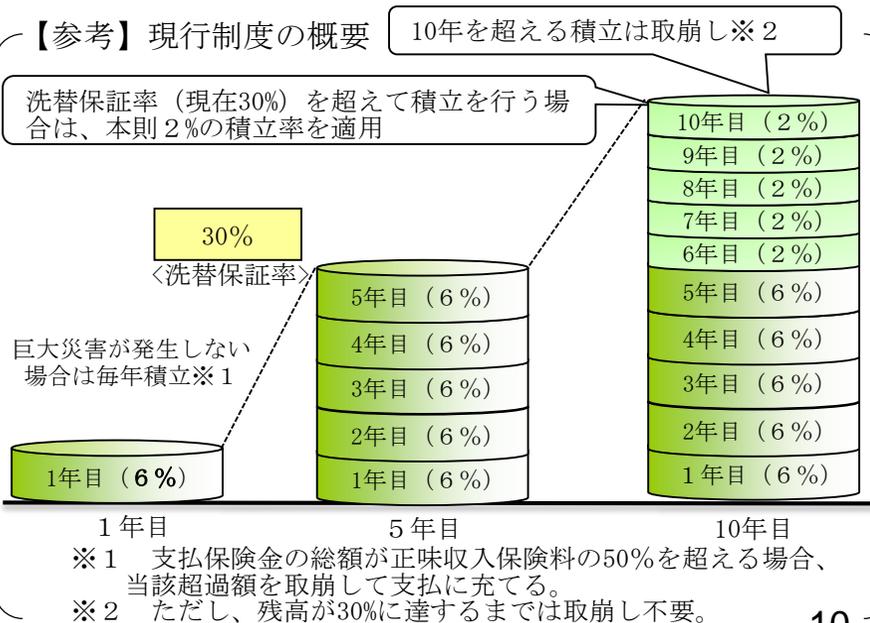
- イ 火災保険及び風水害保険
- ロ 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険
- ハ 賠償責任保険

② 火災保険等に係る特例積立率(無税積立率)について、上記①イに掲げる保険に係る特例積立率を10% (現行:6%)に引き上げ、上記①ハに掲げる保険を対象から除外した上、その適用期限を3年延長する。

大綱の概要

火災保険グループの 保険種目	無税積立率	
	現行	見直し後
火 災	6 %	10%
風 水 害		10%
動 産 総 合		6 %
建 設 工 事		6 %
貨 物		6 %
運 送		6 %
賠 償 責 任		2 %

【参考】 現行制度の概要



注 適用期限は、3年延長。洗替保証率は30%のまま。

4. 国際課税

◆ 国際課税の整備に係る所要の措置〔金融庁〕

【現状及び問題点】

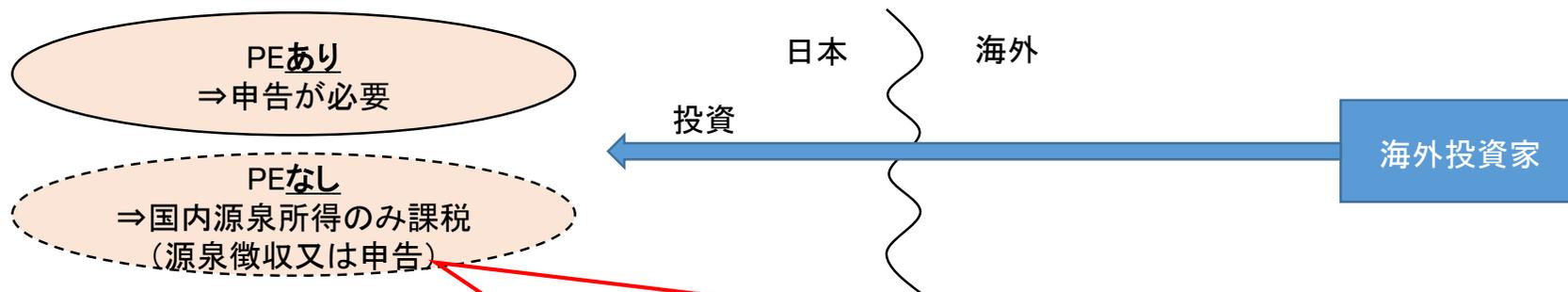
- 原則：「PEなければ課税なし」 ※ PE = Permanent Establishment (恒久的施設)
 - ⇒ PEあり…日本で申告が必要
 - ⇒ PEなし…国内源泉所得のみ課税(源泉徴収のみ)
- 例外：「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得、国内にある資産の譲渡により生ずる所得」
 - ⇒ PEがなくても、日本で申告が必要 (例：債券の償還益)
- 国税庁の考え方(2019年3月25日裁決) ⇒ FX取引による所得は「資産の運用又は保有により生ずる所得」に該当し、PEのない非居住者が日本で行うFX取引により生じる所得は、日本で申告が必要。



この考え方によれば、海外金融機関や海外投資家が日本の金融機関等と行うデリバティブ取引については、日本で申告が必要。
(注)租税条約の適用により、申告不要となる場合あり。

【大綱の概要】

金融商品取引法の市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税法及び法人税法に規定する国内源泉所得である「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」に含まれないことを法令上明確化する。



海外投資家等が市場デリバティブ取引等から得る所得は、日本で申告不要であることを法令上明確化。

◆ 日本版スークに係る非課税措置の延長^{〔金融庁〕}

【現状及び問題点】

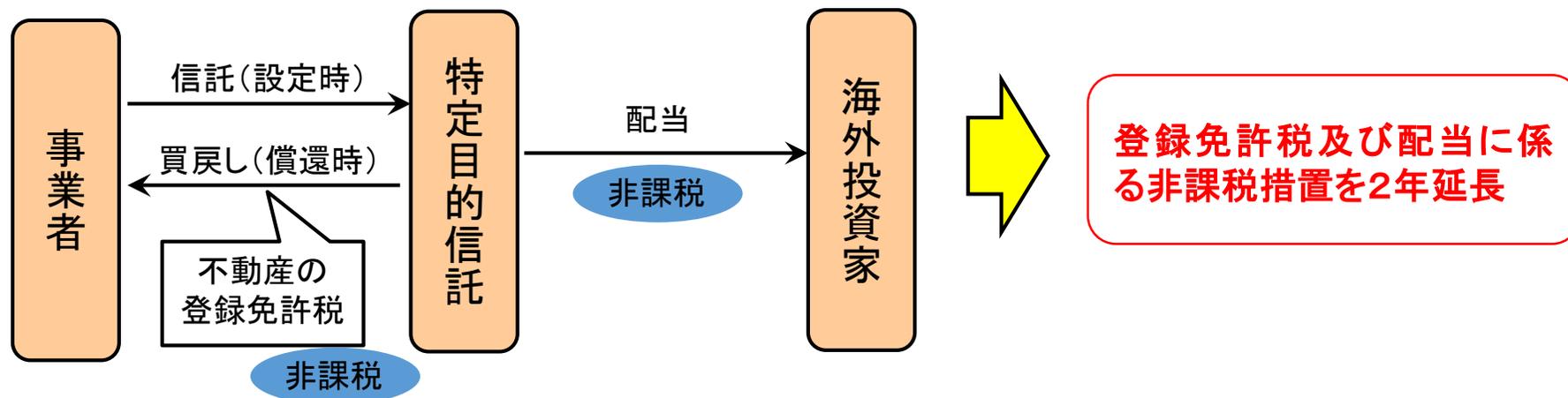
- イスラム投資家による投資を可能にするため、特定目的信託の発行する社債的受益権（日本版スーク）に関する税制（日本版スークに係る海外投資家への配当及び信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税化）が、平成23（2011）年度の税制改正によって措置された。
- 国際金融センターの実現に向け、日本版スークの発行を促し、イスラム・マネーを我が国に呼び込み日本市場の活性化を図るとともに、イスラム金融・文化に対する理解を内外に示す観点から、これらの非課税措置の継続が重要と考えられるが、これらの非課税措置の適用期限は2022年3月末とされている。

【大綱の概要】

日本版スークに係る非課税措置を2年延長する。

【現行】

＜日本版スークに係る非課税措置＞
（2022年3月末まで）



◆ 保険会社及び保険持株会社に認められている外国子会社合算税制(CFC注税制)特例の拡充

[金融庁]

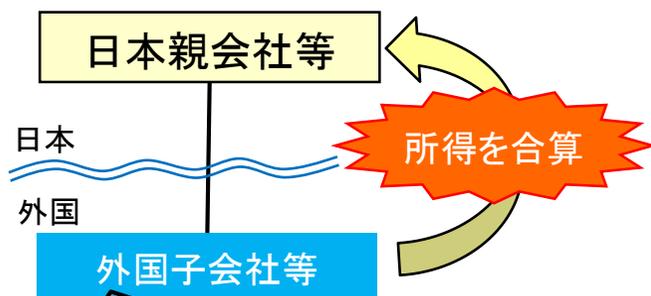
【現状及び問題点】

- 米国における保険業務では、事務所を有せず、その管理業務を外部に委託するケースが多い。
- 2018年度から米国法人税率が35%から21%へ引き下げられ、事務所を有しない保険会社がCFC対象となる懸念が指摘された。このため、固定施設や人員を有せず、管理会社に保険業務を委託した外国保険会社については、CFCの対象外とする保険特例が措置された。
- しかしながら、保険特例は、「保険会社又は保険持株会社」の外国子会社等に対するもの。国内の中間持株会社の外国保険会社は、対象外。租税回避目的のない保険(持株)会社にとって、税制により多様な組織形態の選択が限られている。

【大綱の概要】

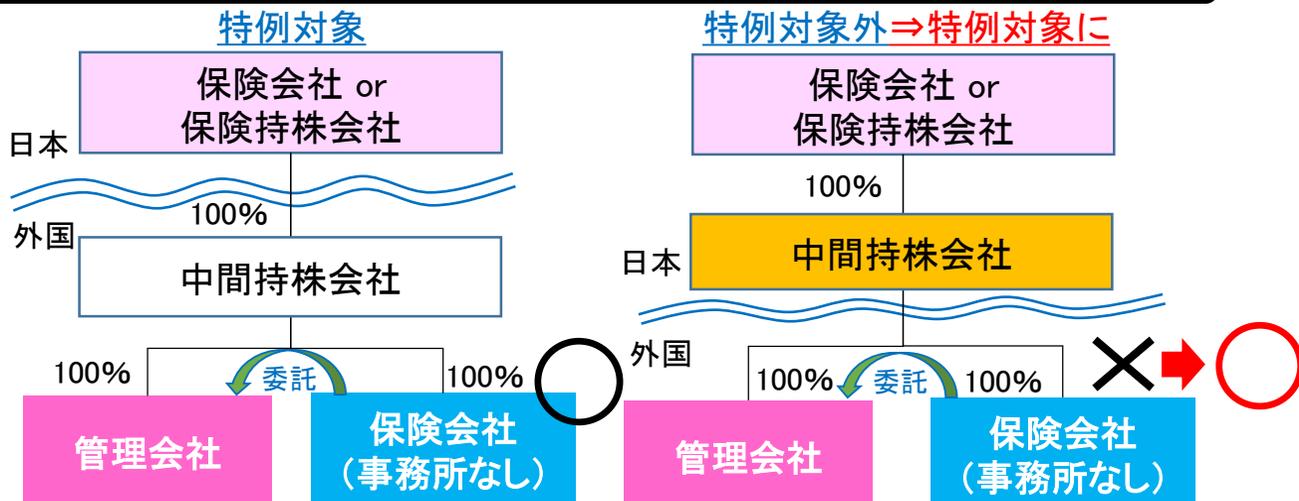
保険会社等に発行済株式等の全部を直接又は(外国法人を通じて)間接に保有されている外国保険会社に認められている保険特例について、当該保険会社等の範囲(現行、保険会社又は保険持株会社のみ)に、保険会社又は保険持株会社に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている内国法人で、外国保険子会社の経営管理等を行っているものを加える。

CFC税制の概要



租税負担割合が20%未満
又は
租税負担割合が30%未満のペーパーカンパニー等

保険特例



↑ 日本で課税しない

← 中間持株会社に合算課税 ↑

注 CFC: Controlled Foreign Company

5. その他の要望項目

◆ 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長

[金融庁主担、内閣府・復興庁・経済産業省が共同要望]

【現状及び問題点】

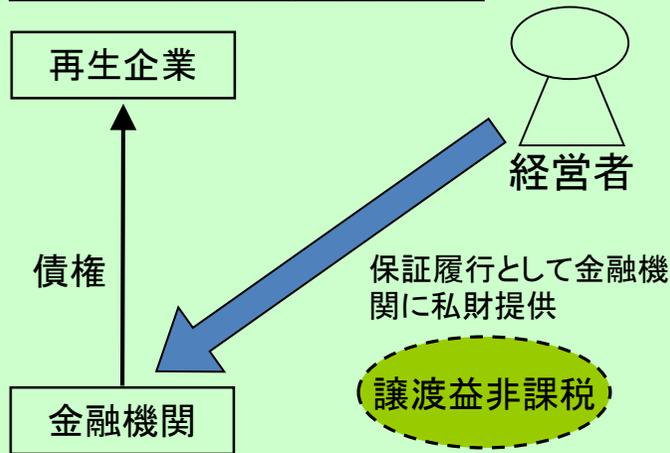
- 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」^(注)に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、2022年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。
- 新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、引き続き、影響を受けた事業者の再生支援を継続する必要がある。

【大綱の概要】

- 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例について、適用対象となる再生企業の範囲に、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である再生企業を加えた上、その適用期限を3年延長する。

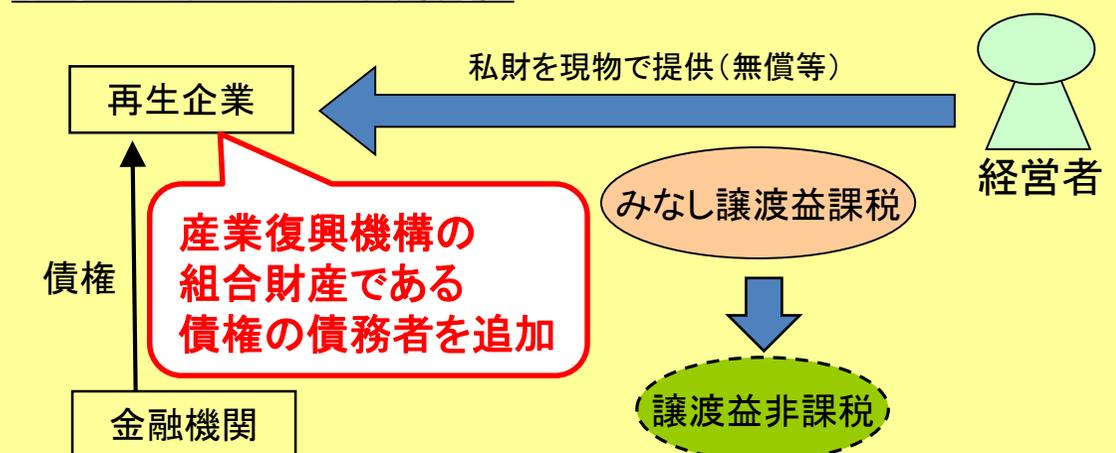
【これまでも認められていたもの】

○金融機関に直接私財提供



【令和4年度改正により認められたもの(⇒2025年3月末まで延長)】

○再生企業に対して私財提供



(注) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

◆ 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長 〔金融庁主担、財務省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 銀行等保有株式取得機構の法人税について、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」による改正前の存続期限である2032年3月末までの間に限り、株式保有制限法において以下の特例が措置されている。

	機構の法人税に係る特例	(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い
① 繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100% (2032年3月末まで)	所得金額の50%
② 欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし (2032年3月末まで)	10年間
③ 欠損金の繰戻しによる還付	あり (2022年3月末まで)	なし

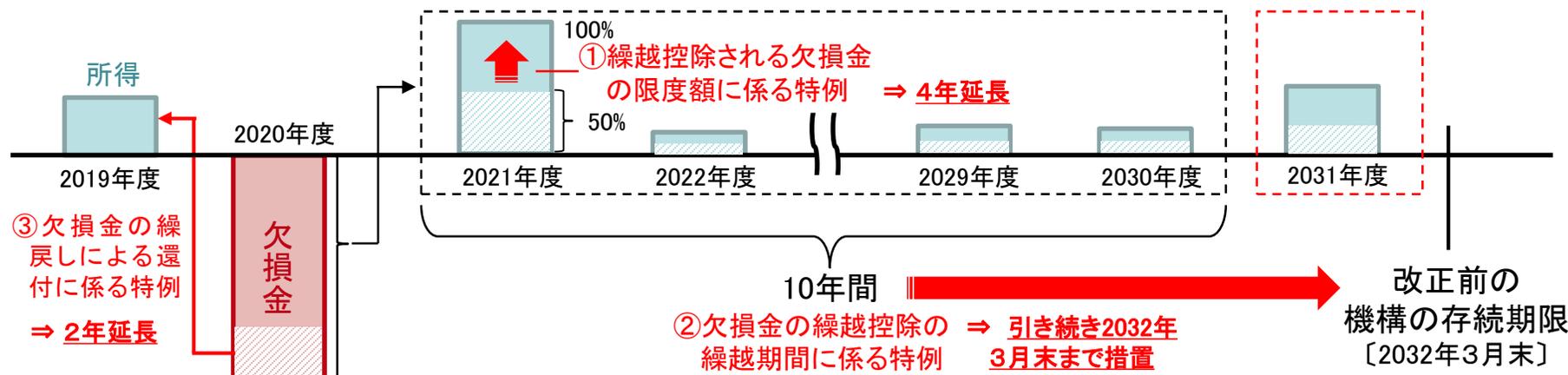
(注) 地方税(法人住民税、法人事業税)についても同様の観点から特例(上記③を除く)が措置されている。

- 同機構の存続期限の延長(2036年3月末まで)に伴い、上記特例についても同時期まで措置する必要。

【大綱の概要】

- ① 繰越控除される欠損金の限度額の特例については、4年延長する。
- ② 欠損金の繰越控除の繰越期間の特例については、引き続き2032年3月末まで措置する。
- ③ 欠損金の繰戻しによる還付の特例は、2年延長する。

特例のイメージ



◆ 金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の拡充及び延長

[金融庁]

【現状及び問題点】

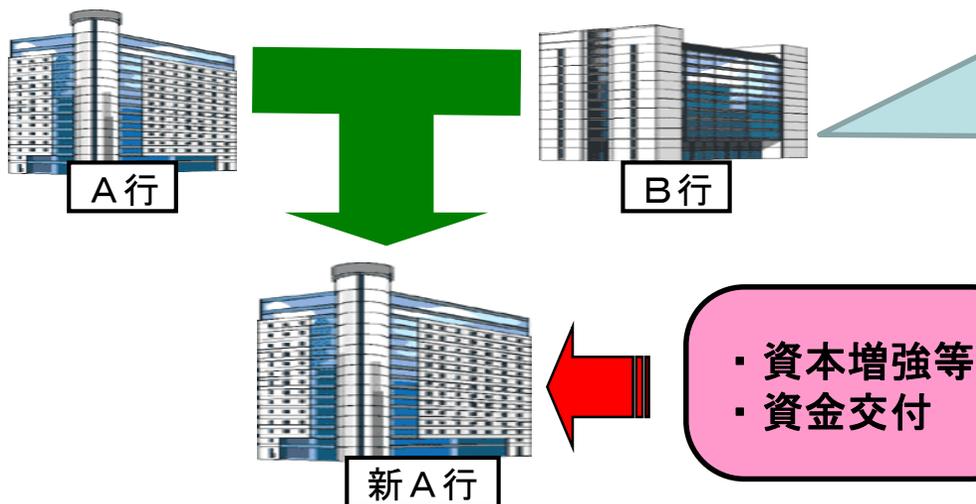
- ① 金融機能強化法第5条第1項等により決定された経営強化計画等に基づく資本増強等に伴い負担する登録免許税率を軽減（租税特別措置法第80条の2、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2）

《2022年3月末までの時限措置》

- ② 金融機能強化法第34条の10第3項により認定を受けた実施計画に基づく、資金交付に伴い合併・経営統合等を実施する際に負担する登録免許税率について、軽減措置が設けられていない。

【大綱の概要】

①の措置を2年延長する。また、新たに②の措置を講じる(2024年3月末まで)。



■ 商業登記

- 株式会社の設立又は資本金の額の増加に伴う登録免許税等の軽減措置

■ 不動産登記

- 店舗等の不動産の所有権移転に伴う登録免許税等の軽減措置

■ 抵当権登記

- 抵当権の移転に伴う登録免許税等の軽減措置

- ・資本増強等に伴う措置 ⇒ 2年延長
- ・資金交付に伴う措置 ⇒ 新たに措置 (2024年3月末まで)

(例) A行によるB行の吸収合併により新A行を設立

◆ 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し〔金融庁主担、経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 100%のグループ関係にある完全子法人から親法人が配当を受ける場合など※1、その配当の支払時に源泉徴収が行われるが、源泉徴収された所得税等は、親法人の確定申告において税額控除され、還付金の支払等が行われる仕組みとなっている。
- 一方で、完全子法人からの配当については、親法人の法人税の算定にあたり、全額を益金不算入することが認められており、法人税が課されないにもかかわらず、源泉徴収の対象としていることについて、効率性、有効性等を高める検討を行うべきとの指摘※2がある。

※1 発行済株式総数の3分の1超を有する関連法人からの配当についても同様。

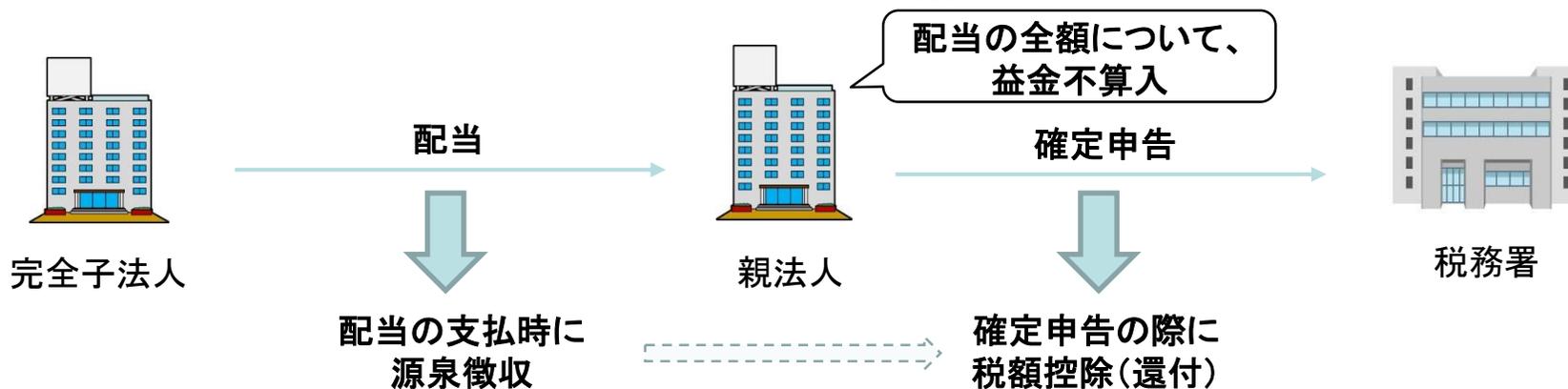
※2 会計検査院「令和元年度決算検査報告」

【大綱の概要】

内国法人（一般社団法人等を除く）が支払を受ける配当等で次のものについては、所得税の源泉徴収を行わないこととする。

- ① 完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等
- ② 配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

【完全子法人から親法人への配当の支払に係る源泉徴収と清算の流れ】



完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収を不適用とする。